

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|----|----------------|----------------------------------|------|----------------|
| N.O. | 72 | 事業名 | 下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） (細田地区) | 事業番号 | D-21-1 |
| 交付団体 | | 市 | 事業実施主体（直接/間接） | | 市(直接) |
| 総交付対象事業費 | | 2,121,961 (千円) | 全体事業費 | | 3,701,428 (千円) |

事業概要

■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

対象面積 細田地区、43.9ha

事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水

ポンプ場及び付帯施設・設備整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き

<平成 25 年度>

①ポンプ場用地等の用地買収

②管路整備

③ポンプ場基礎工事及び上屋工事

④仮排水

<平成 26 年度>

①ポンプ場基礎工事及び上屋工事

②機械・電気工事

③仮排水

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40cm程度）が発生した。

特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起る満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。

また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。

対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。

については、地区内の生活基盤の復興を図るために、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道（汚水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|----|----------------|----------------------------------|------|----------------|
| No. | 73 | 事業名 | 下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） (尾浜地区) | 事業番号 | D-21-2 |
| 交付団体 | | 市 | 事業実施主体（直接/間接） | | 市(直接) |
| 総交付対象事業費 | | 1,458,961 (千円) | 全体事業費 | | 2,590,428 (千円) |

事業概要

■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

対象面積 尾浜地区、61.6ha

事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水

ポンプ場及び付帯施設・設備整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き

<平成 25 年度>

①ポンプ場用地等の用地買収

②管路整備

③ポンプ場基礎工事及び上屋工事

④仮排水

<平成 26 年度>

①ポンプ場基礎工事及び上屋工事

②機械、電気工事

③仮排水

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40cm程度）が発生した。

特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起る満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。

また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。

対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。

については、地区内の生活基盤の復興を図るために、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道（汚水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|-----------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|----|-------------|----------------|------|-------------|
| N.O. | 74 | 事業名 | 雨水排水対策事業（尾浜地区） | 事業番号 | ◆D-21-2-1 |
| 交付団体 | | 市 | 事業実施主体（直接/間接） | | 市（直接） |
| 総交付対象事業費 | | 565,000（千円） | 全体事業費 | | 565,000（千円） |

事業概要

■雨水排水対策事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備するが、雨水排水区域の規模縮小を図るために道路嵩上げ箇所の背後地の盛土及び家屋の嵩上げ等を実施する。

▽事業量

対象面積 尾浜地区、約 1ha

事業内容：民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕 第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕 第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成 25 年度～平成 26 年度>

①民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。

特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起る満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。

また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。

対策として下水道による強制排水を行うことを考えていたが、対象範囲が広く、かつ事業費が大きくなるため、一部区域を盛土による嵩上げを行うことによって、経費を抑えることができ、より効果的な対策が講じられる。

については、地区内の生活基盤の復興を図るために、排水施設と併せて民地、道路の嵩上げを行い、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道（汚水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|----------|------------------------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | D-21-2 |
| 事業名 | 下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）（尾浜地区） |
| 交付団体 | 相馬市 |

基幹事業との関連性

嵩上げによる排水区域の規模を縮小化することで下水道事業の事業費削減を図る。

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|----|-------------|----------------|------|-------------|
| N.O. | 76 | 事業名 | 雨水排水対策事業（岩子地区） | 事業番号 | ◆D-21-3-1 |
| 交付団体 | | 市 | 事業実施主体（直接/間接） | | 市（直接） |
| 総交付対象事業費 | | 277,100（千円） | 全体事業費 | | 277,100（千円） |

事業概要

■雨水排水対策事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備するが、雨水排水区域の規模縮小を図るために道路嵩上げ箇所の背後地の盛土及び家屋の嵩上げ等を実施する。

▽事業量

対象面積 岩子地区、約 5ha

事業内容：民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕 第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕 第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成 25 年度>

①民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。

特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起る満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。

また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。

対策として下水道による強制排水を行うことを考えていたが、対象範囲が広く、かつ事業費が大きくなるため、一部区域を盛土による嵩上げを行うことによって、経費を抑えることができ、より効果的な対策が講じられる。

については、地区内の生活基盤の復興を図るために、排水施設と併せて民地、道路の嵩上げを行い、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道（汚水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|----------|------------------------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | D-21-3 |
| 事業名 | 下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）（岩子地区） |
| 交付団体 | 相馬市 |

基幹事業との関連性

嵩上げによる排水区域の規模を縮小化することで下水道事業の事業費削減を図る。

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|--------------|-------|----------------|--------------|-------|
| N0. | 84 | 事業名 | 被災地域農業復興総合支援事業 | 事業番号 | C-4-3 |
| 交付団体 | | 県 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(間接) | |
| 総交付対象事業費 | 104,502 (千円) | 全体事業費 | | 104,502 (千円) | |

事業概要

■被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設等整備導入事業)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営体の育成・確保及び早期の経営再開を総合的に支援するため事業を実施する。

▽事業量

被災した農業者で構成する農業法人に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備

- ・いちご生産に必要な、水耕栽培用施設の整備(和田地内、栽培ハウス1棟、育苗ハウス1棟、苗置ハウス3棟)

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第5項 農業機関整備(P36)

当面の事業概要

<平成25年度>

被災した農業者で構成する農業法人に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備

- ・いちご生産に必要な、水耕栽培用施設の整備(和田地内、栽培ハウス1棟、育苗ハウス1棟、苗置ハウス3棟)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000haを超える面積は津波により被害を受け、農用地でも1,220ha(田1,135ha、畑85ha)の被害を受けた。

本市の主要な農産業であるいちごについては、相馬市和田地区をはじめ市内各地において栽培されているが、交付事業該当地区である和田地区(農家数13)は、直接津波による被害(約15,000m³)を受け、作業に必要な農業用施設(ビニールハウス63棟)等が全て流された。

平成24年度において、自主再建が困難ないちご農家のため、被災地域農業復興総合支援事業を活用したいちご水耕栽培施設(8棟、6,865m³)を整備し、施設の一部を活用した水耕栽培を実施している。また、平成25年9月からの本格的な栽培開始に向け、現在準備を進めている。

しかしながら、自家所有による自主再建を目指し作業を続けてきたいちご農家でも、被害が甚大なため再建を断念せざるを得ない状況となってしまった農家も多い。

そのため、自主再建を断念した農家を救済できるよう、平成24年度に整備したいちご水耕栽培施設に追加して必要な収穫量が得ができるよう、支援を行う必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

被災農家経営再開支援事業(がれき拾い)は津波被害のあった地区において復興組合を通じ、がれき拾い等の仕事量に応じて交付金を分配する事業があるが、この事業は人的支援のため、被災地域農業復興総合支援事業(機械の整備)と重複はない。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| |
|-----------|
| 関連する基幹事業 |
| 事業番号 |
| 事業名 |
| 交付団体 |
| 基幹事業との関連性 |

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成25年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|--------------|-------|---------------|--------------|-----------|
| NO. | 85 | 事業名 | 観光交流拠点整備事業 | 事業番号 | ◆D-23-2-1 |
| 交付団体 | | 市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 139,318 (千円) | 全体事業費 | | 139,318 (千円) | |

事業概要

■観光交流拠点整備事業

東日本大震災により、著しい被害を受けた本市観光産業の復興を図るために、被災した観光受け入れ拠点や地域間コミュニティ活動の場の再建をしているが、再建に関して施設を集約し、情報発信や全国からの誘客の第一次受け入れ拠点としての役割の担う観光交流拠点を整備し、また、従来からの観光資源に加え、新たな観光資源の発掘を行い、観光産業の復興を行っていく。

本市における観光受け入れ拠点として尾浜地区に観光案内所があったが、津波により全壊となり、その再建の見通しが立っていない。また、市沿岸部約 110ha を移転促進区域に指定し、新たな住宅地への移住を進めており、被災した観光関連施設や地域間コミュニティ活動の場についても、施設を集約し、複合的機能をもった観光交流拠点を整備し、従来からの観光資源に関する情報提供や宿泊案内などを行うとともに、被災地の状況や現在進めている復興事業なども新たな観光資源としてとらえ、視察に訪れる方などへのスムーズな誘導も可能なように、市内関係団体と連携し実施していきたい。

また、応急仮設住宅から災害公営住宅などそれぞれの恒久的住宅へ移り住む被災者が、災害公営住宅等の新たな居住地における地域コミュニティにスムーズに移行できるよう、施設を活用した地域交流活動・イベントを実施し、移住後の孤独死などを防止するとともに、被災者間のコミュニティを絶やすことなく、引き続き共助しあえる関係を築き上げることも目的とする。

▽事業量

整備箇所：相馬市中村字北町地内

建築面積：463.74 m²

事業内容：①基本・実施設計、地質調査

②建設(建築、電気、機械)工事

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第1節-第5項 経済対策(P17)

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第6項 一般製造業及び第三次産業の支援(P38)

当面の事業概要

<平成25年度>

①基本・実施設計、地質調査

②建設(建築、電気、機械)工事

<平成26年度>

②建設(建築、電気、機械)工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災で発生した津波等により、相馬市の主要な観光資源である松川浦県立自然公園は被害が甚大で、同地区内にあった観光案内施設や交流活動を行う集会所などの公益施設についても流出、全壊の被害を受け、いまや観光としての役割を失い、観光客も皆無となっている。

また、本市の春から夏にかけての風物詩となっている潮干狩りや海水浴場も、再開の見通しも立っていないが、市内観光関係機関、団体では、なんとか観光産業の復興を果すべく、様々な活動を実施しているが、その道のりは遠いものとなっている。

そのような中、新たな動きとして、本市の被災の状況や、震災以降の取り組みなど視察したいという方が多く見えられ、災害公営住宅の整備状況や、新たな住宅地造成などを実際に見に来る事例が多く、本市として結果的に新たな誘客となる資源としての価値が見えてきている。

市、及び観光関係団体では、その動きに合わせて復興施策を新たな観光資源として位置付け、全国からの誘客を進めていくべく活動を始めているが、その拠点となるべく場所の確保を要望されている。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|--|-------------------|
| 事業番号 | D-23-2 |
| 事業名 | 防災集団移転促進事業（刈敷田地区） |
| 交付団体 | 相馬市 |
| 基幹事業との関連性 | |
| <p>移転促進区域に居住していた被災者は、現在応急仮設住宅等に入居しており、防災集団移転促進事業で整備する新たな住宅地に随時移転していくものであり、住宅地整備を合わせて被災者のコミュニティ維持のために必要不可欠となる場所の整備についても、進めしていく必要がある。</p> <p>また、本市観光産業の復興を図ることが、被災者の生活再建にも大きく寄与するものであるため、早期に情報発信が可能となるよう施設を整備し、速やかに観光産業の復興を行っていく必要がある。</p> | |